

議案第40号

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の設定について

次のとおり三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成17年3月25日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年9月末までに、町長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他町長が必要と認める事項

(公表の時期)

第4条 町長は、第2条の規定による報告及び鳥取県人事委員会の報告を受けたときは、毎年11月末までに、同条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び鳥取県人事委員会の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第5条 前条の公表は、三朝町公告式条例（昭和45年三朝町条例第1号）の例による方法で行う。

(委任)

